

第1章

計画の概要

1 計画策定の趣旨

「つるがしま男女共同参画推進プラン」は、これからの市の男女共同参画に関する施策を総合的に実施するための行動計画です。

市では、平成8年度（1996年度）に初めてプランを策定して以来、5年ごとに新しいプランを策定し、計画的に施策を進めてきました。

この間、平成22年には、男女が共に、平等に、生き生きと暮らせる男女共同参画社会を築くために「鶴ヶ島市男女共同参画推進条例」を制定しました。

令和3年度（2021年度）をもって「第5次プラン」の計画期間が終了します。

そこで、これまでの取組について評価を行い、必要なものは継承するとともに、新たな課題に対応しながら男女共同参画を着実に推進していくため、「つるがしま男女共同参画推進プラン（第6次）」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の期間

期間は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。

3 計画の位置付け

（1）法律等

- ① 「男女共同参画社会基本法※」第14条第3項および「鶴ヶ島市男女共同参画推進条例」第10条の規定に基づき、市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための行動計画です。
- ② 「女性活躍推進法※」第6条第2項に基づく市町村基本計画となる「鶴ヶ島市女性活躍推進計画」として位置付けます。
- ③ 「DV防止法※」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画となる「鶴ヶ島市DV対策基本計画」として位置付けます。

(2) 関連計画等

- ① 「第6次鶴ヶ島市総合計画」をはじめ、関連する市の諸計画の内容を踏まえ策定しました。
- ② 国の「第5次男女共同参画基本計画」および埼玉県「埼玉県男女共同参画基本計画」を勘案して策定しました。

(3) その他

「鶴ヶ島市男女共同参画推進委員会」の意見を尊重するとともに、「つるがしま男女共同参画推進プラン（第5次）」の達成状況や課題を整理し、さらに令和2年度（2020年度）に実施した「鶴ヶ島市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果や市民コメントの意見を踏まえて策定しています。



